

---

平成 23 年 2 月

会員の皆様へ

公益社団法人日本食品衛生学会  
会長 米谷 民雄

## 謹告：公益社団法人として認定

国の公益法人制度改革に伴い、社団法人日本食品衛生学会は創立 51 年度目の今年 2011 年 1 月 21 日に菅 直人内閣総理大臣名による公益社団法人としての認定書を受け取り、2 月 1 日に登記をいたしました。謹んで、お知らせいたします。3 年前に副会長・組織運営委員会委員長として、公益社団法人の方が一般社団法人よりも当学会にはふさわしいと理事会に報告して以来、3 年かかりました。塩見現副会長・組織運営委員会委員長、奥村前事務局長、阪口現事務局長ほか、関係者のご協力を得て、何とかたどり着きました。

縁起をかついで大安の昨年 7 月 29 日に電子申請をいたしました。謙虚な姿勢で、食品・食品添加物等規格基準（抄）の販売や特別シンポジウム・企業展示会の開催などを収益事業として申請いたしました。内閣府からは、それらは公益事業から派生した事業と認められるので公益事業としてまとめることが可能との助言があり、結局、当学会の事業はすべて公益事業と認定されました。文字どおりの、公益社団法人でございます。

日本食品衛生学会は 1960 年 3 月 23 日に設立され、1963 年 6 月 11 日には社団法人として認可され、昨年 2010 年に創立満 50 年を迎えました。今年から学会の法人格が公益社団法人に変わるのにあわせて、春の学術講演会の会場もこれまでの銀座プロッサムからタワーホール船堀に、少なくとも 3 年間は変更いたします。これにより、懇親会や企業展示のスペースをより広くとれるようになります。

また、新定款では賛助会員と団体会員の区分を明確にするため、団体会員を購読会員に変更させていただきます。これまでの団体会員の方で学術講演会や特別シンポジウムに会員として参加されたい場合は、団体会員から賛助会員への移行を 3 年間の移行期間内をお願いいたします。

さらに、公益社団法人では評議員の制度がありませんので、代わりに学会活性化委員を設けております。従来、当学会の活動は東京中心で行ってまいりましたが、この機会に全国をブロックに分け、各ブロックでの活動を理事と学会活性化委員で実施していただけないかと、検討しております。また、多くの会員企業が海外進出されておりますが、学会自身は国際的な活動をしておりませんでした。これにつきましても、今後どのような活動ができるか検討中でございます。

私自身、25 代目会長として、50 周年記念式典や第 100 回学術講演会で学会長を務めさせていただき、さらに新たな公益社団法人の初代会長という肩書きまでいただきました。巡り合わせではございますが、会員の皆様のご協力を得て、ここまで運営させていただきました。任期もあと残り少なくなりましたが、会員の皆様におかれましては、引き続きご支援・ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。